

京 都 労 働 局
平成 23 年 5 月 26 日
午後 4 時発表

府政記者クラブ
経済記者クラブ 同時発表

担 当	京都労働局 総務部 企画室 企画室長 西田 信吾 室長補佐 坂口 かつ子 電話 075-241-3212
--------	---

平成 22 年度 個別労働関係紛争解決制度の運用状況
総合労働相談件数は 2 年連続 40,000 件超

【 個別労働紛争解決制度について 】

様々な労使トラブルのうち、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法令違反が認められる場合は、労働基準監督官が監督指導によりその是正に当たっているが、これら強行法規に規定のない民事上の労使トラブルにおいては、個別労働関係紛争解決制度による問題解決を図っている。

これらのトラブルに対応するため、京都労働局は京都府内 9 カ所に総合労働相談コーナーを設置し、幅広く労働相談を行っている(総合労働相談コーナーの連絡先、所在地は別紙参照)。

労働相談は、一般的な労働関係法令の解釈や関係判例の動向についての問い合わせ、具体的な個別労働関係紛争に関する事案に即した解決策の問い合わせ等に区分される。後者の場合でも、法令違反に当たらない場合は、まず、当事者間での自主的な問題解決を援助すべく、解決に向けての適切なアドバイスと情報提供を行っている。

しかし、当事者間だけでは解決しない場合には、簡易、迅速、無料の裁判外の紛争解決手段として、労働局長の助言・指導や学識経験者等で構成される紛争調整委員会によるあっせん制度を設け、紛争の円満な解決の支援を行っている。

【 運用状況の概要 】

京都労働局は平成 22 年度の個別労働関係紛争解決制度の実施状況を取りまとめた。概要は、以下のとおり。

- | | | | |
|---|--------------------|----------|-----------|
| 1 | 総合労働相談件数 | 40,868 件 | (2.1%増) |
| | うち民事上の個別労働関係紛争相談件数 | 6,859 件 | (2.4%減) |
| 2 | 助言・指導申出受付件数 | 165 件 | (13.2%減) |
| 3 | あっせん申請受理件数 | 162 件 | (9.5%減) |

(増減率は、平成 21 年度実績と比較したもの。)

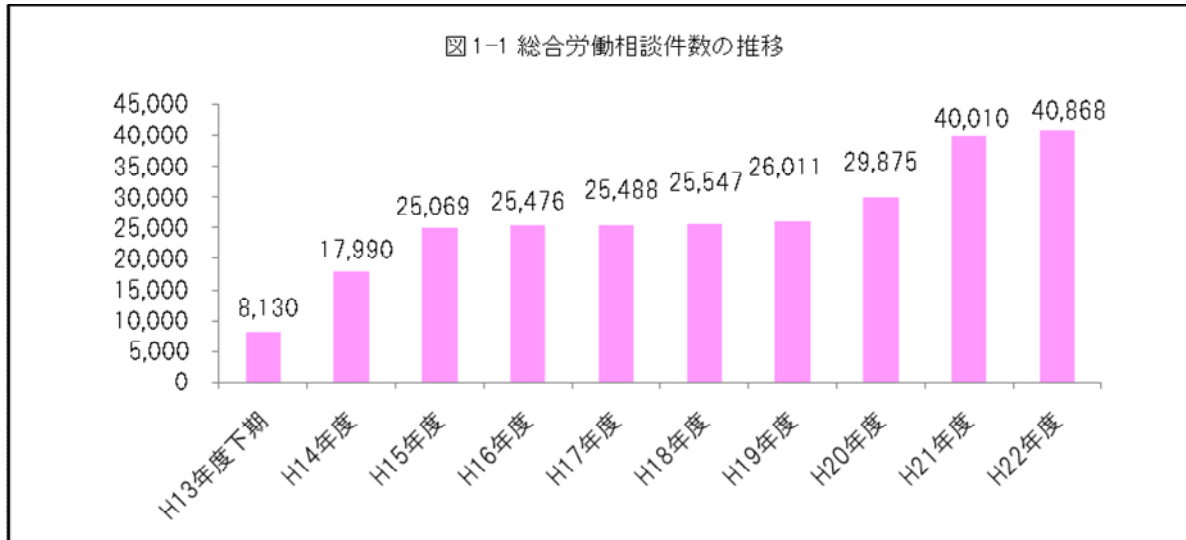
総合労働相談コーナー等に寄せられた相談件数は、平成 13 年 10 月の個別労働関係紛争解決促進法の施行以降年々増加し、平成 22 年度は前年度に続き 40,000 件を超えた。

相談の内容は、法違反の是正のため行政指導の実施等を求めるものが全体の 41%、法令・制度の問い合わせが 38%、民事上の個別労働関係紛争が 17%となっている。民事上の個別労働関係紛争の内容は、解雇、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げなどであった。

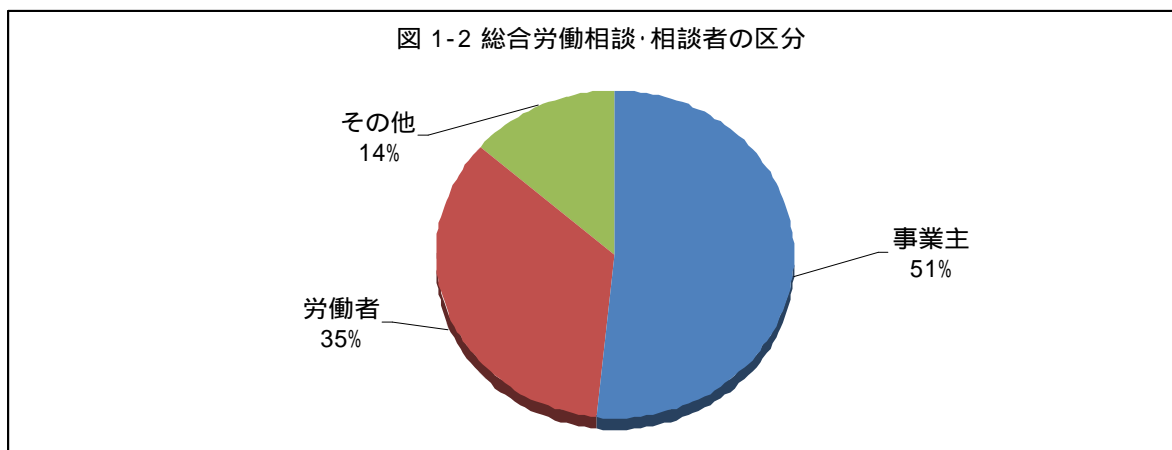
また、平成 22 年度の助言・指導申出件数及びあっせん申請件数については、いずれも前年度より減少した。

1 総合労働相談関係

- (1) 京都労働局をはじめ府内9ヵ所に設けている総合労働相談コーナー等において、平成22年度に寄せられた総合労働相談（個別労働関係紛争相談をはじめ法令・制度の問い合わせ、法違反の是正を求める等労働分野に関する相談）の件数は、引き続き増加して対前年度比2.1%増となり、2年連続で4万件を超えたが、増加率は低下した。（図1-1）。



- (2) 総合労働相談における相談者の区分をみると、事業主からの相談51%、労働者からの相談が35%であり、本制度が労働者だけでなく事業主からも多く利用されており、また、労働者や事業主の家族、友人、知人等の周辺にいる人々からの相談も14%を占めており、労働に関する相談制度として広く活用されていることが推測される（図1-2）。



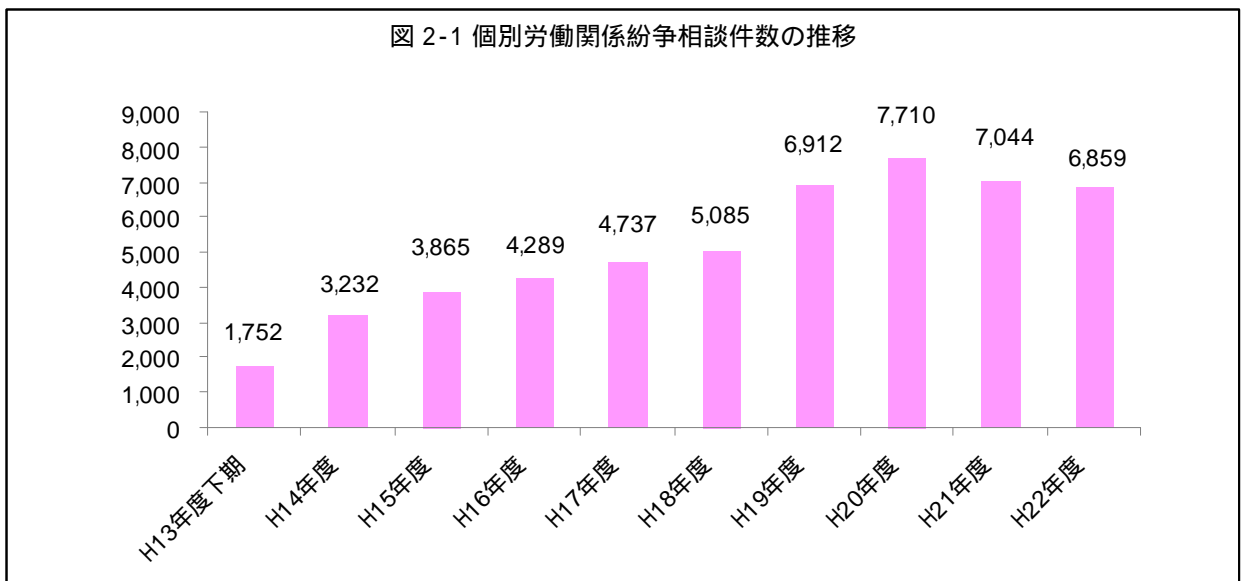
- (3) また、相談内容では、「法違反の是正や行政指導の実施を求めるもの」がもっとも多く「法令・制度の問い合わせ」、「民事上の個別労働関係紛争」がそれぞれ41%、38%、17%で、前年度とほぼ同様の割合となった。

表1 総合労働相談の相談内容の区分

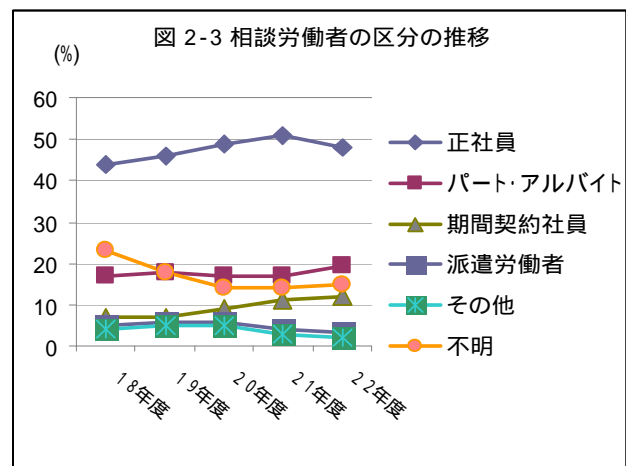
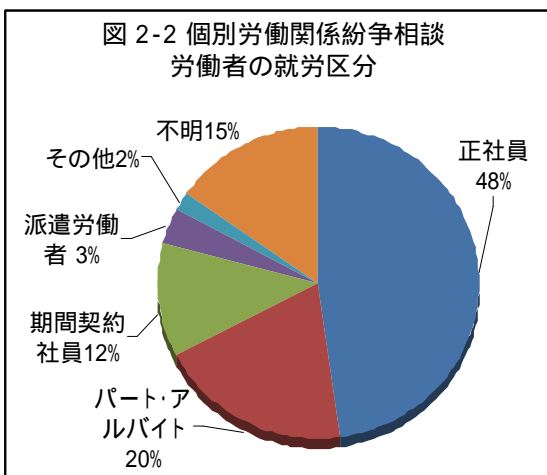
総合労働相談 の区分	区分	割合(%)
	法違反の是正や行政指導の実施を求めるもの	41%
	法令・制度の問い合わせ	38%
	民事上の個別労働関係紛争	17%
	その他	4%

2 個別労働関係紛争相談（労働基準法等の法令違反を伴わない、いわゆる民事上の個別的な労働関係の紛争に関する相談）関係

(1) 個別労働関係紛争相談は6,859件と、過去最多であった20年度から2年連続して減少したものの、相談件数が急増した平成19年度とほぼ同水準となった。(図2-1)。

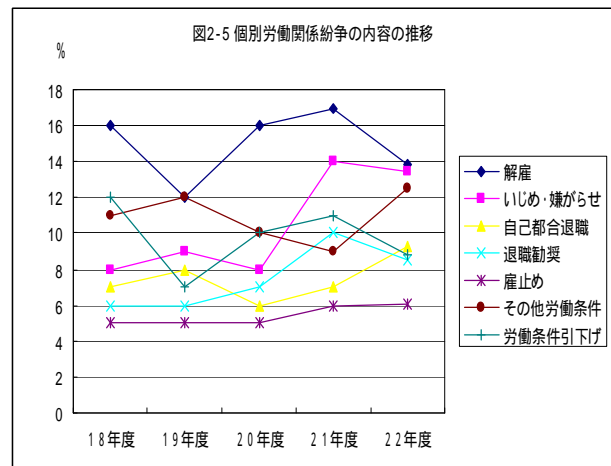
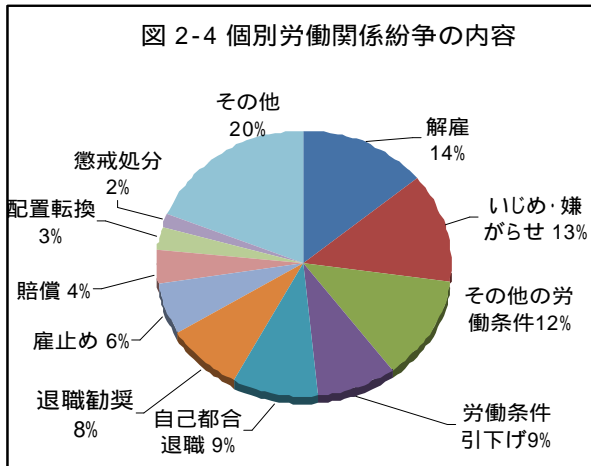


(2) 個別労働関係紛争相談における労働者の就労区分をみると、正社員からの相談が48%と約半数となった。一方で、パート・アルバイトや期間契約社員の比率が増加した(図2-2、2-3)。性別では、男性54%、女性42%となった。



(3) 相談内容を種類別にみると、解雇(14%)、いじめ・嫌がらせ(13%)、その他の労働条件(12%)、労働条件引下げ(9%)、自己都合退職(9%)、退職勧奨(8%)の順に多くなった。労働者に離職を求める手段として、労働契約法上制約のある解雇に代わって退職勧奨が選択されていることが推測されるほか、いじめ・嫌がらせの割合は増加傾向にある。

また、それ以外にも多様な相談が寄せられた(図2-4、2-5)。



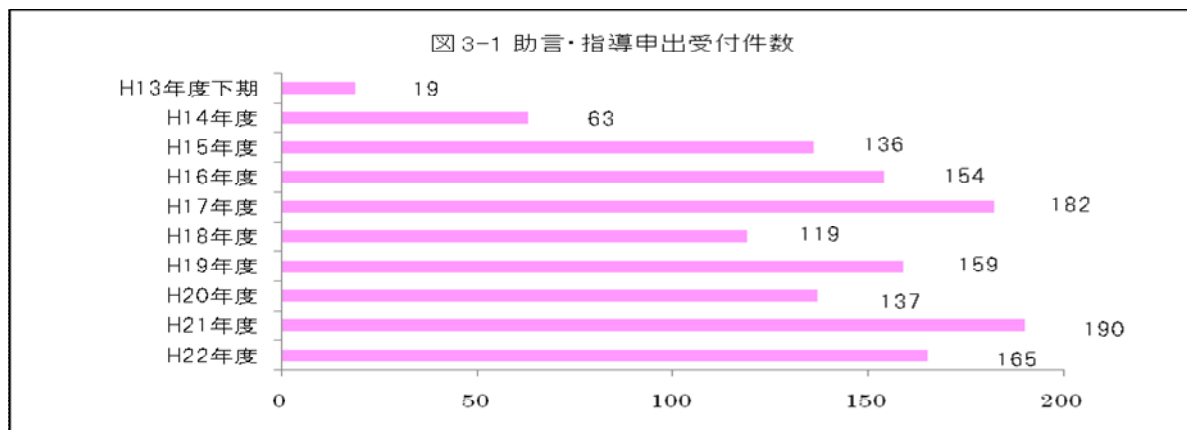
3 労働局長の助言・指導制度

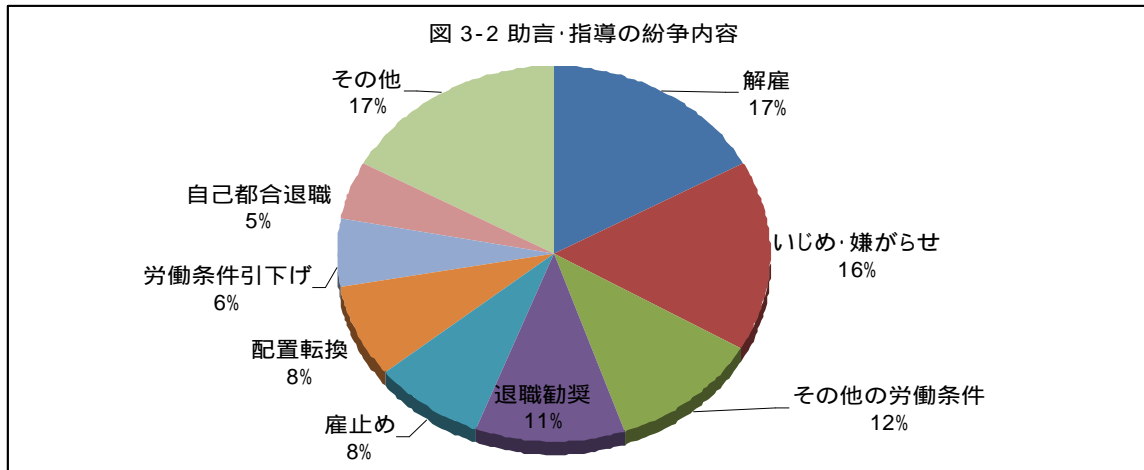
(1) 「労働局長の助言・指導(注1)」とは、都道府県労働局長が、関係法令や判例等を参考に個別労働関係紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進する制度である。

この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは性格が異なり労働基準法等の法違反の事実がない事案について、紛争当事者に対して話し合いによる自主的解決を促すものであって、一定の措置の実施を強制するものではない。したがって、法違反の事実がある場合には、まず法令等に基づき指導権限を持つ機関がそれぞれ行政指導を実施することになる。

(注1) 紛争事案の重要性や複雑性にかんがみ、慎重かつ的確な助言・指導を行う必要があると認められる場合は、判例や実務に詳しい専門家(労働関係紛争担当参与)の意見を求めて助言・指導を行う。京都労働局では4名の労働関係紛争担当参与が任命されている。

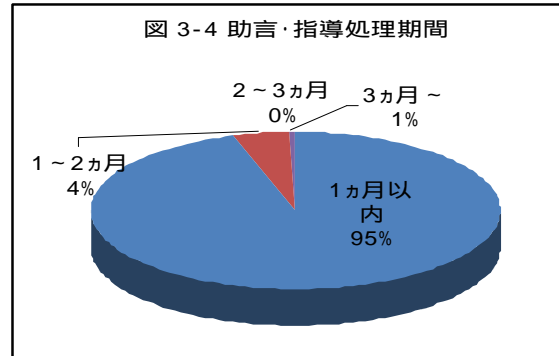
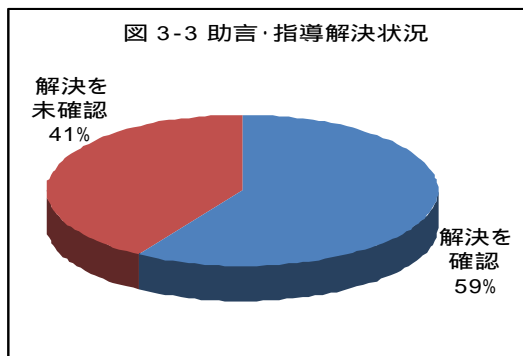
(2) 平成22年度の助言・指導申出受付件数は165件であり、前年度の190件から13.2%の減少となった(図3-1)。紛争の内容は、前年度と同様、解雇、いじめ・嫌がらせ、その他の労働条件の順となった。(図3-2)。





(3) 平成 22 年度中に助言・指導を終了した 163 件(注2)のうち、59%に当たる 96 件の解決を確認した(図 3-3)。

なお、助言・指導の処理期間は、95%が 1 カ月以内であり迅速な処理が図られている(図 3-4)。



(4) 助言・指導を申し出た者の就労状況は、正社員 47%、パート・アルバイト 28%、期間契約社員 18%の順であった。

(注2) 平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月の 1 年間に助言の手続きを終了した事案は前年度からの繰越を含み、同期間中に助言申出を受理した事案 165 件とは一致していない。

4 紛争調整委員会によるあっせん制度

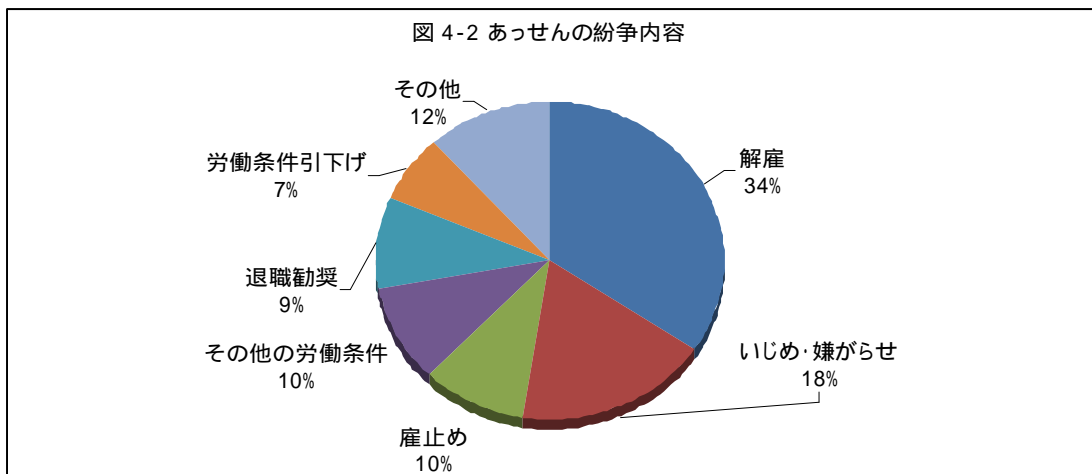
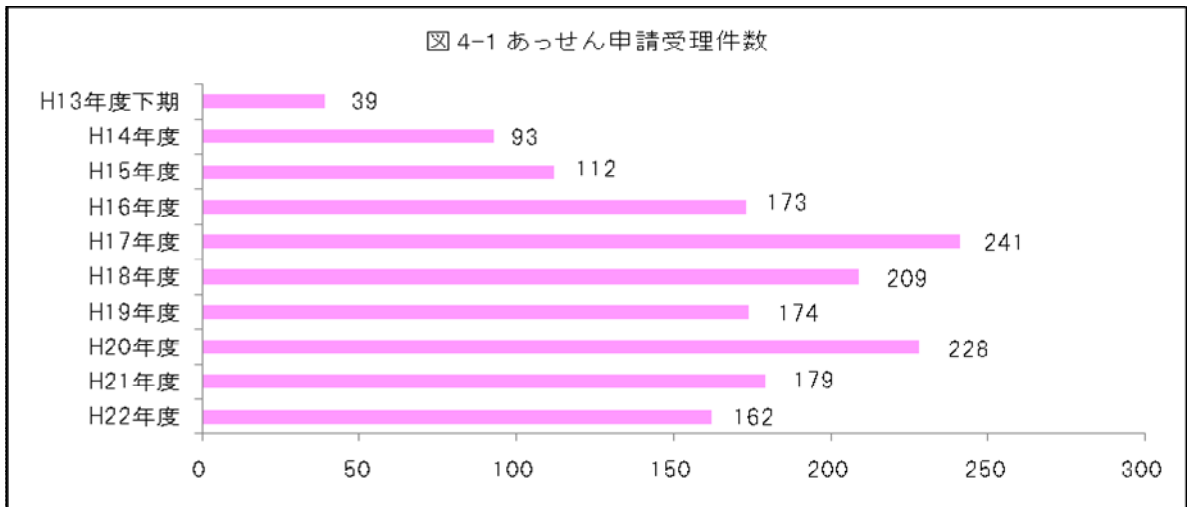
(1) 「紛争調整委員会(注3)によるあっせん」とは、紛争当事者の間に学識経験者であるあっせん委員が入り、双方の主張の要点を確かめ、事案によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど当事者間の話し合いを促進・調整することにより紛争の解決を目指す制度であり、実際には多くの事案において解決金、和解金等の支払いによる金銭解決が図られている。

また、あっせんは、労使間の民事問題に関する任意の制度であるため、あっせん開始の通知を受けた相手方(被申請者)が、あっせん手続きに参加する意思がない旨を表明したときは、あっせんを実施せず処理を打ち切ることとなる。

また、紛争当事者の双方があっせん内容に合意し和解に達した場合には、合意内容は民法上の和解契約の効力をもつことになる。

(2) 平成 22 年度におけるあっせん申請受理件数は 162 件と 2 年連続減で、対前年度比 9.5%の減少となった(図 4-1)。

あっせん申請における紛争内容は、解雇に係るものが34%と最も多く、次いでいじめ・嫌がらせに係るものが18%を占めている(図4-2)。解雇の割合は減少傾向にある一方、いじめ・嫌がらせに係るものの割合は増加している。



(3) あっせん申請における要求内容をみると、補償金の支払いを求めるものが全体の84%を占めて最多となったほか、解雇・雇止め撤回と復職(9%)、謝罪(3%)、労働条件不利益変更撤回(1%)、懲戒処分撤回(1%)を求める事案などであった(表2)。

あっせん参加率は59%となり、前年度の43%より大きく上昇した(図4-3)。

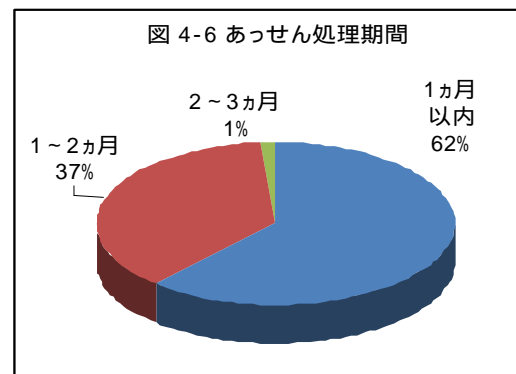
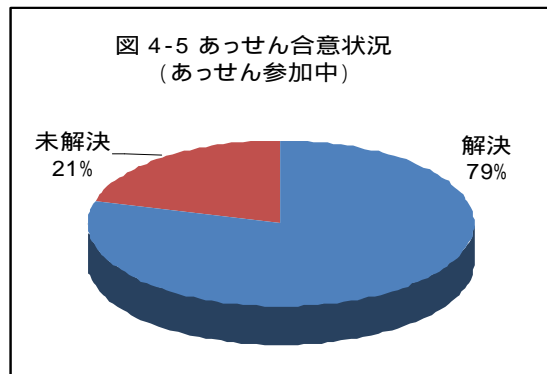
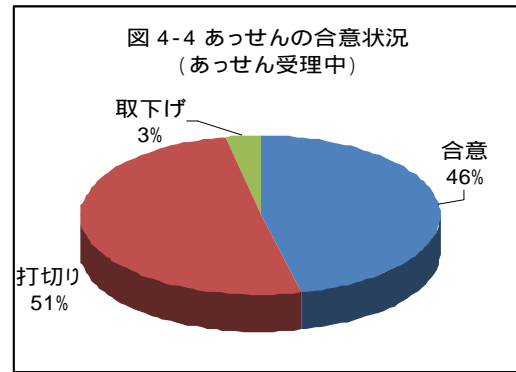
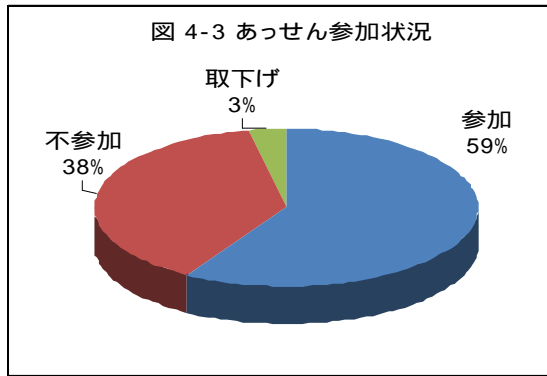
また、あっせんでの合意状況をみると、平成22年度中に処理を終了した事案157件(注4)のうち46%があっせんにより和解した。和解率をあっせんが実施された事案に限ってみると79%となり、前年度(77%)を上回った(図4-4、4-5)。

一方、79件(約50%)の事案については、事業主のあっせん不参加やあっせんにおける合意不成立により手続きを打ち切った(図4-4、表3)。

なお、あっせん手続きの処理期間については、1ヵ月以内(62%)、1ヵ月超2ヵ月以内(37%)、2ヵ月超3ヵ月以内(1%)であり、全体の99%が受理から2ヵ月以内に処理を終了している。(図4-6)。

(注3) 紛争調整委員会とは、大学教授、弁護士等労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。現在、京都紛争調整委員会には6名の委員があり、この委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

(注4) 平成22年4月～平成23年3月の1年間にあっせんの手続きを終了した事案は前年度からの繰越を含み、同期間にあっせん申請を受理した事案162件とは一致していない。



【表2】 あっせん申請における要求内容(平成22年度受理事案162件分)

要求内容	補償金	解雇・雇止め撤回、復職	謝罪
件数 (%)	146 (84)	16 (9)	5 (3)

要求内容	不利益変更撤回	懲戒処分撤回	その他	合計
件数 (%)	2 (1)	2 (1)	3 (2)	174 (100) 注5

(注5) 1事案において複数の要求を求める事案については、各項目に計上しているため、合計数174は平成22年度のあっせん申請受理件数162件と一致しない。

【表3】 あっせん申請の和解状況 (平成22年度処理終了事案157件分 注5)

項目	処理終了件数 (全数)	あっせん和解 成立件数	打切り		取下げ件数	和解率	
			あっせん 和解不成立 件数	あっせん 不参加 件数		処理終了 件数に対す る和解率	あっせん 実施事案中 の和解率
件数又は%	157件	73件	19件	60件	5件	46%	79%

(注6) 「処理終了件数に対する和解率」は、 $\frac{\text{あっせん和解成立件数}}{\text{処理終了件数}}$ により算出。
「あっせん実施事案中の和解率」は、 $\frac{\text{あっせん和解成立件数}}{\text{あっせん和解成立件数} + \text{あっせん和解不成立件数}}$ により算出している。

参考

全国における運用状況について(平成22年度)

平成22年度個別労働関係紛争解決制度の施行状況(全国計)

1 総合労働相談件数	1,130,234件 (0.9%減)
うち民事上の個別労働関係紛争相談件数	246,907件 (0.2%減)
2 助言・指導申出受付件数	7,692件 (1.1%減)
3 あっせん申請受理件数	6,390件 (18.3%減)

助言・指導及びあっせんの処理状況

(1) 助言・指導処理期間(全国平均)

1ヵ月以内	1ヵ月超 2ヵ月以内	2ヵ月超 3ヵ月以内	3ヵ月超
97.6%	2.0%	0.3%	0.1%

(2) あっせん合意状況(全国平均)

合意の成立	あっせん打切り	取下げ	その他
36.8%	56.6%	6.1%	0.5%

(3) あっせん処理期間(全国平均)

1ヵ月以内	1ヵ月超 2ヵ月以内	2ヵ月超 3ヵ月以内	3ヵ月超
56.9%	36.7%	4.9%	1.5%

近畿における各労働局の受理件数

局名 件数	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
総合労働相談	11,101	40,868	119,346	69,251	9,000	7,937
個別労働関係紛争相談	2,346	6,859	21,661	19,927	1,564	1,534
助言・指導	141	165	605	459	39	162
あっせん	115	162	537	200	165	42

京都府内の総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
京都駅前 総合労働相談コーナー	(〒600 - 8216) 京都市下京区西洞院通塩小路上ル 東塩小路町608 - 9 日本生命京都三哲ビル8階	075 - 342 - 3553 0120 - 829 - 100 フリーダイヤル・京都府内限定
京都労働局 総合労働相談コーナー	(〒604 - 0846) 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局内	075 - 241 - 3221
京都上 総合労働相談コーナー	(〒604 - 8467) 京都市中京区西ノ京大炊御門町19 - 19 京都上労働基準監督署内	075 - 462 - 5112
京都下 総合労働相談コーナー	(〒600 - 8007) 京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル5階 京都下労働基準監督署内	075 - 254 - 3196
京都南 総合労働相談コーナー	(〒612 - 8108) 京都市伏見区奉行前町6 京都南労働基準監督署内	075 - 601 - 8322
福知山 総合労働相談コーナー	(〒620 - 0035) 福知山市内記1丁目10 - 29 福知山地方合同庁舎4階 福知山労働基準監督署内	0773 - 22 - 2181
舞鶴 総合労働相談コーナー	(〒624 - 0913) 舞鶴市上安久240 - 3 舞鶴労働基準監督署内	0773 - 75 - 0680
丹後 総合労働相談コーナー	(〒627 - 0012) 京丹後市峰山町杉谷147 - 14 丹後労働基準監督署内	0772 - 62 - 1214
園部 総合労働相談コーナー	(〒622 - 0003) 南丹市園部町新町118 - 13 園部労働基準監督署内	0771 - 62 - 0567